

令和2年9月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和2年9月10日 木曜日 午後3時02分から午後4時37分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (26人)

会 長	15番	米澤 誠一			
農業委員	2番	石原 文義	10番	高見 利洋	
	4番	山下 一郎	11番	岡田 龍男	
	6番	藤本 康央	12番	奥田 国雄	
	7番	小谷 恵	13番	日野 浩一	
	8番	矢田 孝志	14番	江原 宏昭	
	9番	遠藤 幸子			

推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実	
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸	
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔	
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章	
	8番	金本 常由	15番	小原 進	

4 欠席委員 (4名) (農委1番 前田 繁昌、農委3番 高虫 秀樹、
農委5番 尾古 礼隆、推委7番 荒松 将志)

5 早退委員 (1名) (推委5番、岸本 耕二)

6 議事録署名委員の決定 (4番 山下 一郎、6番 藤本 康央)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画
について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配
分計画案について

8 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

① 農業委員会だより

② 農業委員会視察研修

③ 農地パトロール (農地利用状況調査) 結果及び農地利用意向調査

10 農業委員会事務局職員

局 長	諸 遊 剛 史
主 幹	齋 木 貴 敬
主 事	道 祖 貴 文
事務補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 只今から、9月の定例農業委員会を始めさせていただきたいと思います。議長さん、挨拶をお願いします。

議長 今日は、どうも暑い中ご苦労さんでございます。非常にですね、天候がですね、やっとかさ夜がちょっと涼しくなったなという感じでございますが、9号、10号と続けて台風がきたということで、色んな弊害もあり、ブロッコリーなんかも中々植えられないとかいうことで、非常に雨が欲しいという中でございましたが、雨も思ったほど降らないということでもございまして、風も大したことなくてですね、果樹の関係も非常に冷や冷やしたわけですが、思った以上に被害がなくてですね、良かったという事でございます。かつてないぐらい果樹のほうも単価は高いです。10kgの梨が1万円もするような時代でもございまして、あり得ないような数字が出ておるようなことでもございます。その中でですね、思った数量が出てくるかと思ったら梨が出てこないということで、進物がですね、コロナの関係で逆にどんどん注文がありましてですね、市場のほうの単価が高くて、進物のほうが安いという妙な変化が出ておるわけですし、未だに進物の状態がですね、緩和されないまま、後2、3日で選果が終了するという中で思った数字が出てこないということで、本当に苦しい中での選果場運営をやっているようでもございまして、本当に高けりゃ良いでなしに、品物がなけりゃ高くても農家が儲からない部分もございまして、野菜のほうもですね、思った以上に単価が高かったこともございまして、ちょっとバランスが崩れるというようなことでもございまして、その中で農業として頑張っていかなければいけないかなと思いつつやっているとございまして。

その中でですね、この前ですね、協議して時間を取ったわけでもございますが、貸し借りは良いんだけど、借りた畑がちゃんと畦草が刈ってないとか、荒れとるってということで時間を取って協議したわけですが、そういうところについてもこの前の9月の2日にはですね、事務局と担当地区の農委13番さんと私とですね、出掛けて行って、「ちょっと、きちんと整理してください」ということをお願いをして帰ったようなことでもございます。ですから、まだその一件の議案でなくして、あちこちからですね、やはり問題が出ておるようでもございますので、その地区におられる方はですね、出掛ける前にですね、ちょっと注意をしていただいまして、そういうことがあるからちゃんと畦草なり色んな事をですね、きちんとやってくださいということの一つご指導をお願いしたいと思っております。

今年は田んぼなんかでも、近年にない程、ウンカが出てくるということで、田んぼのほうも非常に苦しいということなんで、この天候によってですね、非常に色んな病気とかそういうものについての発生なりしておりますので、どの品目と言わずにやはり近年のこの温暖化によって、今年もですね、何らかの形で影響がなされておるといことなんで、一つその中での対応を皆さんでやって

いかないと、やはり大山町農業委員会は何しとるだいやと言われないうようにですね、頑張っていければなと思つて。

新聞なんかによく〇〇町なんかがですね、〇〇町ですか、新聞にでかでかとパトロールなんかでも集まって出発式みたいなことでアピールして新聞に書いてもらっているということでアピールされておりますが、うちはまた別としてですね、そういうことで農業委員は頑張ってますよとアピールされておるわけでした、それなりに行かないけんのかなと思つております。

この度もですね、議会のほうから農業委員会の会長はちょっと答弁せということで、9月17日は出掛けて行ってですね、答弁せないけん。どうも、私になったら議会から呼び出されて答弁せな、かつてないんでないかなと。私が会長すると、どうも出て来いよということなんで、何か知らんけど質問されるということで、これについてはやはり皆さんがパトロールしたりなんかして放棄地がだんだん解消されてですね、現時点ですつとですね、29年度から考えますとですね、29年度、30年度、それから令和元年度までを調査してみますと、どんどんどんどん減つて来とるわけですよ、放棄地というものがですね、再生利用されてですね。そういうことの答弁をしていくという形で新規就農者がどんどん入ってくれば、もっと利用面積とか放棄地が無くなっていくんじゃないかなというようにことをですね、答弁せないけんだということでございますので、そんな難しい話じゃないんですけども、答弁せということなんで、皆さんの努力によってですね、だんだん放棄地が無くなって集積率も非常に県下でも高いわけですから、その辺を比べてみたら非常に良い農業委員会の活動をしとるんだということは確かで、それは皆さんの協力によってですね、なされておるということなんで、今後とも皆さん方の努力によって目に付くところについては上手な扱いをしていければなと思つております。

終わった後にですね、新規の新しい人がですね、採用されるんで、この方の問題についても、また協議していただくということになっておりますし、これから3名ほど農業をしたいということで審査をするのがまたありますので、これからはですね、来てもらおうとコロナがあるから、要するに画面で全て話を進めていくという形になりますね。

梨なんかも取引なんかも全部カメラでやっていってですね、話を進めて、東京だろうが大阪だろうが、市場との話も全部映像を通じてですね、話を進めていくというシステムが出来上がっておりますので、中々、味のある答弁も出来ませんし難しいなと、慣れない対応かなということで、コロナについての対応は非常に難しい部分がございますので、皆さん、その中での協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

長くなりましたけど、始めに当たつての挨拶に代えさせていただきます。

議長

それでは今日の欠席の方が4名で、出席者は26名で、この会が成立することを宣言いたします。

それでは議事録署名委員の決定でございますが、4番委員さん、6番委員さん、よろしくお願ひいたします。

議長
事務局

それでは事務局、会務報告のほう、よろしくお願ひいたします

【会務報告】

(8月10日) ・定例農業委員会について。

(8月14日) ・鳥取県女性農業委員会女性協議会定期総会（書面決議）について。

(8月17日) ・名和地区農業相談日について。相談件数1件あり。

(8月18日) ・令和2年度農業次世代人材投資事業に係る就農状況確認会について。

(8月24日) ・鳥取県農業会議臨時総会について。
・市町村農業委員会会長・事務局長会議について。
・鳥取県農業委員会会長協議会定期総会について。

(8月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数なし。

(8月26日) ・大山町人・農地チーム会議について。

(8月28日) ・鳥取県農業委員会職員協議会総会・研修会について。

(9月 7日) ・中山地区農業相談日について。相談件数2件あり。

議長

それでは議案のほうに入りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願ひいたします。

事務局

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

26番から29番まで、譲渡人は同一の□□□□さんになります。26番、〇〇、畑1筆、173㎡で譲受人が◇◇◇◇さん、反当※万※千円の売買となっております。27番、〇〇、畑1筆、466㎡、譲受人が◇◇◇◇さん、反当※万円の売買です。28番、2ページ目に続きまして、〇〇で田5筆、畑1筆、合計5,675㎡、譲受人が◇◇◇さん、こちら反当※万円の売買です。29番、〇〇、田2筆、合計7,682㎡、譲受人が◇◇◇さん、こちらは2筆で※万円の売買となっております。30番、〇〇、田5筆、3ページに続きまして合計面積8,202㎡、こちらは譲渡人が□□□□さん、譲受人が◇◇◇さん、お孫さんへの贈与となっております。

事務局からの説明は以上となります。

議長

それでは、事務局からご説明がございましたが、現地確認委員さんの農委9番さんから報告をお願ひいたします。

農委9番委員

はい、失礼します。今日の午前中、農委4番、推委10番、農委9番、3人の委員と、事務局の4人とで見て回りました。

26番、〇〇の畑ですが、適正に管理されていると思って見て帰りました。

27番、〇〇の〇〇〇、これもきれいに整理して畑というより果物ではないけども木が生えているような格好なんですけども、きれいに管理してあるように見えました。28番、〇〇の6筆ですが、これもきれいに管理してありました。29番の〇〇の田と畑の2筆、これも適正に管理されておりました。審議のほう、よろしくお願ひいたします。

議長 続きます、推委10番さんにですね、30番についてお願ひいたします。

推委10番委員 議案第1号、30番、〇〇△△△△、田、1、427㎡、これにつきましては作付けはされておりましたが、きちんと管理されておりました。〇〇△△△△番地、田、746㎡、水稻が作付けされておりました。〇〇△△△△番、田、1、767㎡、水稻が作付けされておりました。〇〇△△△△番地、田、1、151㎡、水稻が作付けされておりました。〇〇△△△△番、田、3、111㎡、水稻が作付けされておりました。以上、許可申請、30番について何ら問題がないことを報告します。審議の程、よろしくお願ひします。

議長 今、現地確認の方のご説明がございました。質問に入りたいと思いますので、何かご質問がございましたら。

質問がないようですので、賛成の方は挙手をもってお願ひいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご説明を事務局お願ひいたします。

事務局 はい。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細は議案に明記)事務局からの説明は以上です。

議長 それではですね、番号572番から573番、581番、それから番号580番と731番から733番、それから778番から779番、それと849番、これを除いて何かご質問がございましたら。

事務局 すみません。ちょっと補足ですけども、この度、件数が大幅に増えております。ちょっとその説明をさせていただきたいと思っておりますけども、国の新型コロナウイルス感染症対策ということで、高収益次期作物支援交付金事業というのがあります。それを受けるためのですね、補助金を受けるための貸し借り、今まで利用権設定してなかったものが、この度たくさん出てきたということで今回このような件数になっております。すみません、以上です。

議長 理解していただけましたでしょうか。こんなに出てくることは滅多にない初めてでございます、これは6月までの貸し借りのものですね、ヤミ小作という形での相対での話で、農業委員会を通してなくて貸し借りをしとったというものが正規にしてくださいという形で、この度ですね、出てきたという事で、こういう莫大な件数になったということでございます。了解した上で、今、言

いましたように、読み上げたものを除いてですね、何かご質問がございましたら。

農委13番委員 はい。

議長 はい、農委13番さん。

農委13番委員 13番です。71ページの774番、利用権の設定を受ける者、●●●●さんというのがありまして、この方が前後68ページから71ページまで結構あるんですけども、先月も▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲のほうに会長と私も一緒に行きまして、事務局と、それから担い手機構とで畦草刈りをしっかりやってほしいと、借りた以上はしっかり管理していただきたいとお願いをしまして、一部ではありますけども草刈りをしてくれました。この●●●●さんなんですが、ずっと前からですね、私は4年目なんですけども、この人のお父さんも農業委員さんをしておられたんですが、中々自分の所が借りた畦草を刈ってくれないというクレームがいっぱいありまして、あちこちでですね、畦草もですし、中の圃場も刈ってなくてボーボーになっているということで、クレームも私のほうにも来ますし、ちょっと文書でですね、いちいち会長に行ってもらうのも気の毒ですし、文書で何とかこういう形で農業委員会のほうから要望っていうんですかね、そういう形ででも出してもらえんでしょうか。1回、事務局のほうとですね、1回ぐるぐる回ってですね、対象の圃場を確認していただいたうえで文書を出していただければと思います。今までに何回もですね、事あるたびにお願いはしたんですけども全然聞いてもらえませんが、この春の水路の掃除のときにもですね、珍しく来てくれたんで今年はやってくれるかなと思って期待しとったんですけど、全然やってくれませんが。隣にブロッコリーを植えている人は挟み撃ちになってしまってますね、会長の話でウンカじゃないんですけども、いっぱい虫が飛んできたりですね、雑草もはびこってしまうっていうことで、非常に迷惑しとるという事なんで、是非、そういう形で文書でも出していただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

議長 これについて、事務局のほうとしての考え方をよろしく願いします。

事務局 はい、失礼します。只今、●●●●さんのところの農地の管理について、ご意見ございました。そうですね、こういった話は●●●●さんに限らず、もしかしたら他にもあるのではないかなというふうに思うんですけども。基本的には、最初は、先程、農委13番委員さんも言われましたけども、委員さんのほうで、指導なりしていただいて、それでも尚且つ、中々直らないということがあれば、先日も会長と出掛けて行ったんですけども、そういった形が良いのか、文書が良いのかになりますけども、文書ということになりますと、具体的にここの場所がどういう状況でということが、恐らく事前調査して行かないといけないとは思いますが、どういった形が良いのかちょっと、ほかの委員の皆さんのご意見も、お聞かせいただけないかなと思いますけど。

議長 この前もですね、十分に審議されて、結果的には、中間管理機構のほうに何とかならんかって言ったら、地元のほうでやっぱり言ってほしいということな

んで、知らんもんが行って話すよりか、やはり地元の人たちが話をしてくれ
というようなこともございましてですね、出かけて行ってお話をしたというわ
けですが、確かに文書で残すと、あちこちから今度は文書出さないけんような
ことになりますし、その辺を十分にこれからですね、若い人が、担い手がいな
いで、その人にどんどん集積されていきますけども、その集積の中で管理さ
れてない。自分でやる能力以上にですね、借りて管理されてないというのが、
現状に値する部分がたくさんありますので、その辺についても、やはり決め事
ってものについて、どういうふうにやるかっていうのをやはりきちんと委
員会としても方向付けをしておきたいなど。今回ですね、どうも〇〇のほう
が盛んに、畦草を刈らないということになっておりますので、何らかの形で
ですね、やはりその辺の農業委員は一体何しとるかということになってきま
すので、その辺をどうしたら良いかっていうのを本気で、この前も審議した
わけですが、しゅっちゅう会長が出かけて行って、どうだこうだって言えな
いわけですし、何らかの皆さんのご意見をちょっといただいてですね、方
向性を定めていただければ、文書でするのが本当に良いのか、それとも
文書で残したら、あちこちに文書を出さないけんのか。言葉だったらそこ
に注意事項として、そこで簡単に済むわけですし、その辺のことをちょっ
ともう少し、皆で先回も話したわけですが方向性を定めておきたいな
と思うんですけど。皆さんの意見はどうでしょうかな。

農委14番委員 はい。

議長 はい、農委14番さん。

農委14番委員 14番です。先程、事務局の説明がありましたようにね、えらい、出
てきたなっちゅうことで、そしたらやっぱり、結局この方、●●さんですか、
この方も、使用貸借権でやってるってことは、今までやっぱり、ヤミみ
たいな形ってことですか。新規になってるわけでしょ。そういうのを無理
矢理補助金とかね、いろんな制度を利用してっちゅうことをきちんとし
ようってのは分かったんですけどね。ただこういうのが出てきて、審議
せないけんということになると、やっぱり数を簡単に「ああ、そう
ですか」っていうふうにはならんじやないかなっていう気がするん
ですけどね。今回これだけ出てくると。そのことも含めて、農委13
番さんが心配されてるのかなっていう気がするんですけどね。

農委13番委員 すみません。ちょっと後、補足をさせてもらいます。私も色々クレ
ームをもらって、この人だけじゃなしに他の人にも、あそこあそこ、あ
の人とあの人ってことでありまして、お願いをして、そのうちの1人
は、スパイダーモアですかね、あれを買って、実際自分で畦草を刈
られるようになったってのが1人と、もう1人の方はですね、シルバ
ーのほうに頼んでですね、年に3回ぐらいですかね、3から4回ぐ
らいかな、頼んで結構な面積をやっておられますけども、その人
はそのシルバーに委託をして刈ってもらってるということで、それ
以外の人でもそういう形で改善をしてもらっております。この

方は、何回言っても全然改善されないし、何年もそういうことがあったんで、是非、何とか、今までどおりの形では出来ないということでお願いしてる次第でございます。以上です。

議長

他の方はどうでしょうかいな。これ何回も、先回もお話したわけですが、まんだ掘り起こせばですね、出てくる可能性はあるわけですし、それに対してのけじめを、あそこに行ってここは行かんっていう話も出てくるし、若い人、担い手が、そういう手が足りんで、年を取って中々刈れんだっていうことであれば、また別なんで。自分が経営拡大をして、その中で事業を進めておる中で、放置されてるといふものについては、やはりきちんと整理していかないと、まんだまんだそこに集中して人に委託をしてですね、農地を貸し借りをしてですね、そこにまた集まってくるという形ですね、担い手不足のために、どんどんどんどん、その方に、〇〇でも、そういうことでどんどんどんどん、もう要らん、もう無理ですよと言われるぐらい、どんどん集約されてくるという形になるんで、何らかの形で手を打たないと本当に問題になってくるのかなと思いますので、本当にその辺についての、どういう形であるのが良いのかっていうのを、やはり審議しとかなないと。投げっ放しにしとくと、何でうちばかり言うだいやという事になるんで、何らかの方策を練らないといけないのかなと思っておりますけど。

推委3番委員 はい。

議長 はい、推委3番さん。

推委3番委員 3番です。まだ新米で、あんまりまだ分からないところがあるんですけども、今思ってるのは、そうですね、相手の方の理解度っていうか、色んな段階があるんじゃないかなというふうに思ってます。例えば、その▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲、それから、●●●●さんは、もしかすると、指導を受けても「何するだいや、そげなもん」「ブロッコリーさえしっかり作っとけば、草刈りや大体のところブロッコリー出来るわ」ちゃなんでも思っとなんて「はい、はい」って返事しとんなはっても実のところはあんまり草刈りしようという意識改善が見られない方もいらっしゃるでしょうし、それから、今、農委13番さんのほうから報告があったように、スパーダーモアですとか、シルバーに委託するとか、やらないけんと思ってる人は方策があつて、その方策をお勧めすればしてごしなる。良い方向に向かう場合もあるかと思うんで、相手の方によって、まずちょっと色分けっていうか、どういう段階の方なのか、色決めを大体のところ行って、その色によって何て言いますかね、指導方法を変えていかないけんかなというふうに思います。全然理解してごしならん人に対しては、どうなんでしょうね、そこのところは難しいんですけども、草刈りしてごしならんと周りが迷惑しておるといふところを、やっぱり強く言うべきでしょうし、理解してごしとんなる人の場合には色んな方策を、こういう事例がある、こういう事例があるっていうふうに、今の農委13番さんみたいな形で報告してあげるといふ形で、相手の理解度によって、指導方法を変えるべきじゃないかなというふう

なことを、今、感じております。

議長

はい、分かりました。そういう意見もございませうが、他にございませうでしょうか。

逆に言えばですね、文書をもってちょっと相談したいことがあるけ、来てくださいという形で、こっち側に来ていただいてですね、お話をすると。こっちから出掛けて行くんじゃないかと来ていただくということも、文書で「これはいけませんよ」ということでなくしてですね、ちょっと来て相談したいという形でのやりとりの中での話をしていくという方法も良いんじゃないかなと。出掛けて行くよりか、やはり問題があれば、やっぱりこちらに来ていただいてゆっくりと話していくという方法も、良いんじゃないかなということで、今の話じゃないんですが、頑張る事例があるわけですから、やはりそういう形での方向転換をしていただくということでですね、文章でもって「これ、いけんがな」ということでなくしてですね、何らかに相談をしてですね話をしているというふうな、とりあえずは、そういうスタンスでもとっていかないけんのか。皆さんのご意見を聞きながら、事務局としても進めていかんとどうかなと思つて。文書だけで済ませる問題じゃないんじゃないかなと思つてる思ひもございませう。

(農委14番委員、挙手)

はい、農委14番委員さん。

農委14番委員

同じような考えなんですけど、実は改良区のほうの世話をしてて、災害なんかのときに、大体その管理の悪い、草刈りしてないとかね、特に排水なんかの部分で、そういうところがやっぱり被害に遭ったりするわけです。やっぱり管理してないところをどうやって管理させるかっていうことで改良区のほうも「やってください」ということで言ってるんですけど。それと同じように、やっぱり農業委員会とで、今、会長が言われたように、何らかの形で、きちんと管理されてないから、きちんとしてくださいということは言うべきだとは思いますがね。

議長

地域担当されるところも十分あるわけで、農業委員ばかりでなしに、一緒なことでございませうので、そういう地域の中で、問題があるところについての担当を持っておられるところがあればですね、そのように話をしながら、それでもあえて対応してもらえなかったら、何らかの処置をすると。いきなり、こっちにすぐ来いやでなくして、やっぱり担当のところの人がですね、一遍は行って、何とか管理をお願いしますということは言ってほしいなという気がいたします。それが、私たちの仕事なんですよっていうことを理解してほしいと、農業委員とか推進委員というものは、そういう資格を持っておるわけですので、とりあえずは、委員さんが出掛けて行ってですね、ちゃんと行って、それから農業委員会のほうから、今度いけんかったら、農委13番委員さんみたいに何遍も行ったけど、言うことを聞かんけ、何とかお願いしますということで意見が出るわけですし、その辺を把握しながらやっていかなきゃいけないんじゃない

いかなと思えますけど。

(農委4番委員、挙手)

はい、農委4番委員さん。

農委4番委員 4番です。最終的には、農業委員さんなり推進委員さんが、受け持ちの区域全部を常に見回ってっていうことも常々っていうのは非常に大変ですし、今の案件等については、あくまで周囲の方からの苦情があって対応する。まず、見て回ることは大切なんですけども、やはりそういった苦情に対する処理という方向付けをしていかないと、「あそこに行って、あそこに行かんだ」ってというようなことにもなってくるわけですので、周囲の方から、こういった苦情があったということを農業委員なり、事務局に寄せられた場合に、最低限それに対してどういった形で、農業委員会として対応をしていくのか、いったのかっていう記録を残しながら処理をしていくという形をとらないと、無暗に行っても、「何でうちだけ来て、隣もだら」というふうな話も出てくるわけで、それ全てに、農業委員会として対応できるということにはならんわけですので、まずは苦情処理というものの対応を、順序立ててやっていって、最終的には文書なり指導なりという格好のルール作りをすれば良いのではないかなと思えますけども。でないと、皆さんが言われるように、町内の担当区域を全部見て回っただかかって言って反対に怒られないけんような格好で「何で私だけだ」というような話もなってきますので、そういったやり方を事務局のほうに、農業委員さんが苦情を聞いたら、それを事務局に伝えて、そこに対して今度、次のパターンはどういった指導をしていくか、っていう苦情処理という方法でいけば、案外、上手い具合に行くのかなと。他からは、苦情がとりあえずないので、隣のほうには行きませんでしたけども、苦情があったから今回来たんだというような形を処理していくことが、とりあえずは良いのかなと。今回の●●さんの分についても、かなり田んぼ等のこの面積だと、基盤整備した水田等もたくさんあるようですし、恐らく中山間の事業等の対象区域にもなっているのかなあというような気がしますけども、そういった面からも、当然、管理についての指導はあったりするわけですので、苦情処理というような対応で、事務局のほうできちんと記録を残しながら、そういう形でやっていけば良いんじゃないでしょうか。

議長 ちょっと事務局のほうで、ちょっとまとめてもらえんでしょうか。この辺について、大体意見が出揃ったんで、こういうことはこうするんだというようなこと、方向性を一つまとめて、この件については終了したいと思うんですけども。

事務局 はい。苦情処理ということでございますが、通常、農業委員会で農業相談なり窓口なり電話なりで、こういった苦情があれば担当エリアの委員さんに連絡して現地を見に行き、本人に話をするという流れが来ておりますので、おっしゃるとおり苦情ということでしたら、やり易いのかなっていうことはあります。ただ、その方が管理が悪いってということだけだと中々ちょっと、文書なり

話をするにしてもちょっと、難しいのかなということは思いますので。

議長 　　とりあえず事務局として、言葉として通達して、そういう意見が出て苦情が出とるけん、ちょっと管理してほしいと。

事務局 　　具体的なところが、隣の人からこうこうこういうところで苦情が出てるってことがあれば、話はし易いかなとは思いますが。

議長 　　そういうことで、それでもあえて投げっ放しにしておれば、何らかの処置をすると、行動を起こすということで、ようございますかいな。

農委13番委員 　　結局はね、例えば今さっき言われたように、文書でお願いをするっていうのは言ってみりゃイエローカードで、それでも、全然効き目がないということで私は話してるんですけども、そういう形でもう1回、最初からやれということであれば、1回行ってからやりますけど。その後で、それでも駄目だったらイエローカードということで、会長がさっき言われたように文書で「こっち来なさい」ということでね、こっち来てもらって話をすると。それで良いじゃないでしょうか。

農委4番委員 　　もう既に、口頭では伝えてあるわけですので、それで聞かれんわけですから、次の段階にもう進めば良いじゃない、この件については。

農委13番委員 　　だから、文章でね、お願いをすると。こういうふうにクレームが来てるので、管理が中々出来てないので迷惑をしとるので、管理をしてほしいという旨の文書を出してもらって、それでも全然、改善が見られないっていうことであれば、最終的にそういう形で呼び出して話をするとということで良いんじゃないでしょうか。

事務局 　　文書になりますと、具体的にやっぱり書かないといけませんので、とりあえず来てもらって話をするのが良いのではないかなというふうに思うんですけども、文書がやっぱり良いですか。

農委13番委員 　　呼び付けるというのは最終じゃないと。やっぱり現地をね、担当の委員と事務局とで確認をして、それで、こことこことこの場所が非常に管理が悪いというクレームがありますということで、管理をしっかりしてくださいというお願いの文書を出せば良いことであって。そんな難しいことじゃないと思いますが。何で難しいことじゃないに出来んかな。

事務局 　　はい、分かりました。しっかりと現地を調査した上で、こういった苦情が来てるということで、会長名なりで文書を出させてもらうっていうことでよろしいでしょうか。

議長 　　その辺、統一意見をしといてくださいよ。その辺があやふやでいくと、ずっとあやふやになりますんで、とりあえず苦情が出てるから、もうちょっと管理してくださいよという文書を出すと。あえてまだなされてないんだったら、ちょっとこっちに来て相談しましよいやということで、話を進めていくという方針ですんならその方針でいくと。

事務局 　　すみません、ちょっと。ちょっと時間をいただいて良いでしょうか。色んなケースがあると思いますんで。先程、農委4番委員がおっしゃったように、中

山間の直払いのエリアに入ってる場合は、その代表の方にお話をする必要もあるのかなと思いますし、ちょっと、事務局のほうでちょっとやり方を整理させていただけますでしょうか。

議長 ○○は中山間地事業に入っとして、集落営農をまだやっところじゃないかいな。

農委13番委員 今までもね、ここ1、2年の事じゃなくてね、もう何年も前からの事なんでね。それだったらもう中山間も多面的も、当然話はつけられなかった。あちこちから話を行ってると思うんだけど。

(農委12番委員、挙手)

議長 はい。

農委12番委員 12番です。中山間事業の分は、今まではヤミだったら、この借りた人には出なくて、地主に出てるはずなんで、今回新たに新規で登録したら今度は借りた人が補助金を受けれる、管理費をもらえるということになってくるので、農業委員の前にその地域の中山間の取り組みの、何か役の人がまず言わないけんと思いますし、それで、それからこっち農業委員会かなと自分は思ってるんですけど。その地区外はまた別の話ですけど。

議長 今の事務局が言いますように、中山間地の関係があるということであれば、時間をくださいということですので、その辺の、ちょっと事例をきちんと整理してから、次のときにちょっとまた報告するっていう形です。ちょっと事務局のほうで、きちんと調べて、どういう形でしたほうが良いのかちょっと検討してもらおうということで、事務局、良いでしょうか。

事務局 はい。

議長 もうちょっと検討して、きちんと皆さんの意見も踏まえてですね、対応をさせていくと。

事務局 そうですね。中々、この全体の中で方向性が、この場合はこうする、この場合はこうするっていうのは中々今決められないかなと思ってますので、ちょっと案を作らせていただいて、この場が良いのか、もしくは小人数で集まっていたら部会なりで決めていくのが良いのかということだと思ってるんですけども。いずれにしてもちょっと、今日、今この場で言うのは。すみません、検討させていただきたいと思います。

(推委5番委員、16時3分退席)

農委14番委員 今、農委12番さんの言うようにね、今まで色んな話を聞くと、結局ね、極端な話が、そういう問題が出てきたときに、畦は借りてないよって言い方する人がおるわけですね、現実的に。そうなるとう度こういうきちんとしちゃうとね、それも含めての話になっちゃうんで、やっぱりその辺も非常に問題になるのかなっていう気はしてますけども。だから、管理は知らないよと。その貸した人のほうに出てくださいとかっていうのが、ちょこちょこ聞くもんでね、そういう話を。その辺の借りるほうの意識の違いで、今、農委13番さんが困ってるんじゃないかなっていう気がしますがね。

議長

これについてはですね、ちょっと時間が掛かるし、ちょっと検討せないけん部分もございますし、これは農地部なのか農政部なのか。どっちの担当になるのか。その人たちによってですね、一遍、たたき台を作っていただいて、これからはたくさん出てくる話でございますので、きちんと方向付けしてもらってですね、事務局、そういうことで、これはどっちの担当になるんですかいな。これについて、農地部なのか農政部なのか、取り扱いについては。それとも代表であるのが良いのか。代表っちゃうのは何か妙なんで、やはり、どっちかでちゃんとやったほうが良いのかなと。

(農委4番委員、挙手)

農委4番委員さん。

農委4番委員 先程も言いましたように、あくまで苦情処理を、農業委員会としてどうしていくかという方法論を、事務局でとりあえず案を作っていただいて、3役ぐらいで検討してもらったものを、総会で諮って方向性を出してもらった後の対応ということではよろしいじゃないでしょうか。農委14番さんから先程あったような部分は、あくまでそういった指導なりという中で、ここを借りてないとかっていうことは分かってくればそれはそれでまた対応していくという格好で、そういったきちんと手順を踏んだ、苦情処理をしていくんだという方向性の手順書的なものを、まずは案を作ってもらった後に検討すると。今、色んな意見も出たわけですので、それを踏まえた案を作っていただければと思うんですけども。今までもそれなりに対応してきておるわけですので、それをきちんとしたものを皆さんに周知をしながら、取り組んでいけば良いんじゃないんでしょうかね。

議長

そういうことで、今意見がございましたが、事務局がたたき台を作ってですね、それから、3役で協議していくのが良いのかっていうことであれば、また次の時にですね、話を進めていくということで、ようございませうかいな。

そういうことで進まない、これずっと審議しとつても皆さんの意見をだいたい聞いたので、事務局としても検討していくということで、良いでしょうか事務局。

そういうことで、これについては通すってということなのか、これ手挙げて賛成か反対かなんで、この件について外すとかでなしに、通さんということになれば、それですし、皆さんのご意見を通すということで。若者がやりよるのに、あんまり、どんどん止めていくっちゃうのも、これから貸し借りがどんどん増えてくのに、良い指導をしてですね、農地の集積率を上げてくような形の対応を考えていかないと、放棄地になっちゃうということもございますので、その辺のことも十分踏まえてですね、対応していかないけんと思いますので。それでようございませうかいな。

(異議なし、との声あり)

ということで、事務局よろしくお願ひしたいと思います。

それでは採決のほうに入りますので、賛成の方は挙手をもって願ひいたし

ます。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、この件については承認いたします。

それでは推委3番委員さん、すみませんけど（議事参与の制限の為）会場から外に出ていただいて。

(推委3番委員、退室)

572番と573番、581番について審議いたします。

これについて、ご質問があれば。ないようであれば、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

賛成でございますので承認いたしました。どうも、ありがとうございます。

(推委3番委員、入室)

それでは番号580番、731番から733番、農委10番委員さん、（議事参与の制限の為）一つ外へお願いいたします。

(農委10番委員、退室)

これについて何かご質問がございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので承認いたしました。

(農委10番委員、入室)

番号778番から779番について審議しますので、農委7番さん（議事参与の制限の為）外へお願いいたします。

(農委7番委員、退室)

これについて、何かご質問がございませんでしょうか。

ないようですので、承認の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委7番委員、入室)

番号849番、推委10番さん、一つ（議事参与の制限の為）外へお願いいたします。

(推委10番委員、退室)

849番について、何かご質問がございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたしました。

た。

(推委10番委員、入室)

これで、議案第2号については全部通りましたので承認を完了いたしました。

議長 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(詳細は議案に明記)以上です。

議長 これについて、ご質問はございませんでしょうか。

17番を外して、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

では、17番について審議しますので農委7番さん(議事参与の制限の為)外へお願いいたします。

(農委7番委員、退室)

17番について、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委7番委員、入室)

議長 報告事項については、見ておいてください。その他について何かございましたら。何か事務局のほうでございますか。

事務局 報告はありません。

議長 それでは次の定例会の日程でございますが、10月9日、金曜日、午後3時から中山の改善センターのほうで行いますが、これについては、ご意見ございませんでしょうか。

質問がないようでございますので、賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、10月の9日、金曜日、午後3時から中山環境改善センターのほうで行いますので、出席のほどよろしくお願いいたします。

それから現地確認当番が決まっておりますので、この方は協力していただきますように、よろしくお願いいたします。

議長 それではですね、農業委員会だよりについてですね、ちょっと事務局のほう

からお願いします。

事務局

【その他】

・農業委員会だよりについて。

議長

何か皆さんちょっと長時間になっておりますので、ちょっと休憩を5分間お願いしたいと思います

(会議中断、休憩)

議長

それでは全員揃いましたので、再開したいと思います。

議長

続きましてですね、農業委員会だよりは終了いたしまして、農業委員会の視察研修についてですが、事務局のほう一つお願いいたします。

事務局

【その他】

・農業委員会視察研修について。

議長

視察研修については、今年度は見送りということで、そういうことで進めていって、また相談しながら事務局と3役と相談しながら、どういう形で進めていくのか協議して、すぐ来年するというんじゃなくて、時期を見て研修をするということで対応させていただくということによろしいでしょうか。

そういうことで決定させていただきます。

議長

農地パトロールについてちょっと事務局、お願いします。

事務局

【その他】

・農地パトロール（農地利用状況調査）結果及び農地利用意向調査について。

議長

そういうことで、ご説明がございましたのでよろしくお願いいたします。

議長

それから追加として、義援金についての説明をお願いいたします。

事務局

【その他】

・令和2年7月豪雨災害義援金について。

議長

これについては、これまでも協力していただいてですね、皆さんの賛成をいただいって、台風とか色んな、鳥取県にもお世話になった件もありましたので、皆さんに協力していただきたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

よろしいということですので、そういうことで事務局、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、以上をもちましてですね、9月の農業委員会の定例会を終了させていただきます。どうも長いことご苦労さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 山下 一郎

議事録署名委員 藤本 康央

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。